

鳥取県職員健康管理審査会運営要領

(要旨)

第1条 この要領は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号。）第2条第1項別表及び鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号。以下「規程」という。）第31条の規定により設置される鳥取県職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 規程第31条の表に掲げる部会で調査審議する事項は、各部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 医師

(2) 県の職員

3 各部会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第3条 部会は、総務部長が招集し、それぞれ年4回開催するものとする。ただし、総務部長の要請がある場合は、臨時に部会を開催することができる。

2 部会は会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、審査することができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決)

第4条 部会の開催時期以外に緊急に審査すべき事項が生じた場合は、会長の専決でこれを行うことができる。

2 会長は、専決した事項について、次期部会において報告するものとする。

(出席要請)

第5条 会長は、部会の会議に、次に掲げる職員の出席を求めることができる。

(1) 規程第27条第1項の規定により健康管理区分の変更を申請した職員及び所属長

(2) 規程第28条第1項の規定により所属職員の健康状況の報告をした所属長及び所属職員

(3) 規程第30条第1項の規定により傷病の経過を報告した職員及び所属長

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た業務上又は個人の秘密を正当な理由なしに他に漏らしてはならない。

(会議の非公開)

第7条 審査会の会議は、公開しない。

(事務)

第8条 審査会の事務は、職員支援課において行う。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年7月28日から施行する。